

《電話料金の申請の条件》

①不特定多数の地域住民からの受付等に関する電話料金であること。

(講座申込の受付や、お助け隊への依頼受付等)

※会員間の連絡目的は不可

②チラシ等によって外部に公表している電話番号であること。

③補助対象額は月額500円を上限とする。

※事業に利用する電話の所有者や契約形態等によって、予算科目が異なります。
電話料金の申請を希望される場合は、事前に支所に御相談ください。